

「市立釧路総合病院」自動販売機設置業者募集要項

1. 趣旨

この要項は、「市立釧路総合病院」への自動販売機設置に際し、自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）を公募方式により選定するため、公募条件等に関し必要な事項を定めたものです。

2. 参加資格要件

参加資格は、2024年（令和6年）12月1日現在において下記の条件を満たす法人又は個人とします。

- （1）契約その他の法律行為を行う能力を有する者であること。
- （2）破産者で復権を得ない者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後であって、業務運営に支障がないと認められる者を除く。
- （4）釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- （5）釧路管内に本店、支店又は営業所等の事業所を有する法人又は個人で、住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （6）自動販売機の設置業務について3年以上の運営経験を有すること。

3. 自動販売機設置施設概要

- | | |
|----------|-------------------------|
| （1）施設名 | 市立釧路総合病院 |
| （2）所在地 | 釧路市春湖台1番12号 |
| （3）構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 |
| （4）階数 | 地上9階地下1階 |
| （5）病床数 | 599床 |
| （6）外来患者数 | 1日平均 1,094.4人（2023年度実績） |
| （7）職員数 | 約1,100人 |

4. 設置を募集する自動販売機について

- （1）飲料部門 5社（合計27台）
- （2）牛乳・アイス部門 各1社（1台ずつ）
- （3）設置場所 病院内指定箇所（設置場所は別紙資料「自動販売機設置区画表」のとおり。）

（4）設置条件

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定に基づく行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受け、その許可条件を遵守する

とともに、使用料を確実に納付すること。

イ 設置に必要な各種法令に基づく許認可等は設置業者が取得すること。

ウ 設置、撤去についての費用は、設置業者が負担すること。

エ 設置許可を受けた箇所について、他の者へ転貸しないこと。

オ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、所管課の指示に従うこと。

カ 販売品目は飲料品（牛乳を含む）とし、容器は缶、ペットボトル、紙パック、ビンとする。

キ 酒類の販売は認めない。

ク 販売価格は一般市場価格と同等又は一般市場価格以下とする。なお、販売価格の差異が設置業者選定に影響するものではない。

ケ 別紙『自動販売機設置区画表』表中、特記事項に記載している内容を順守すること。

コ 別紙『自動販売機設置区画表』表中、特記事項に「病者用食品」と記載されている場合は、外科における「周術期（術前）経口補水療法」など並びに小児科における「小児脱水症」や「小児輸液療法」などで用いる経口補水液（病者用食品）を必ず1セレクト入れること。

サ 災害等やむを得ない状況により、当院の判断で自動販売機の販売停止が適切と判断した際は販売停止とすること。なお、販売停止の期間については5（3）の使用料については徴収しないものとする。

（5）自動販売機の場合

ア 入院病棟に設置する自動販売機には、病室の床頭台で使用している I C カセットを取り付けること。

イ 地下1階自動販売機コーナー、牛乳部門・アイス部門を除く1階自動販売機コーナー、事務部 EV ホール、I C U 医師室、手術室前、当直室前、医局室前に設置する自動販売機については、主要な電子マネー（発行枚数ランキング上位の物）複数種類により支払いができる機種を設置すること。

ウ ユニバーサルデザインや省エネルギーに配慮されていること。

エ 転倒防止の措置を講じていること。（ただし、壁面及び床へのアンカー止めは禁止。）

（6）維持管理責任

ア 自動販売機の管理

自動販売機の維持管理、商品補充、金銭管理等は設置業者が行うこと。盗難、機器の破損等の不測の事態への対応、経費負担については設置業者が行うこと。

イ 清掃

自動販売機及びその周辺を清潔に保つこと。

ウ 廃棄物の処理

空き缶、空きボトル、空きパック、空きビンが散乱することのないよう、販売品目にあった回収ボックスを設置し、責任をもって回収・処分すること。（ただし、詳細については設置業者決定後、別途協議いたします。）

（7）衛生管理及び感染症対策

関係法令等を順守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。

(8) 災害対応型自動販売機

飲料部門の全ての自動販売機について、災害対応型自動販売機とし、災害時に無償提供をしていただくことを条件とする。

5. 使用料等

(1) 設置業者の施設使用形態

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、使用許可を受けた後に設置することとなります。

(2) 設置期間

設置期間は2025年（令和7年）4月1日から2027年（令和9年）6月30日までとします。

※2027年（令和9年）7月（予定）より新棟が開院となります。上記設置期間は新棟開院に伴う期間となっております。

(3) 使用料

次に掲げる額の合計額を毎月末日までに納入していただきます。

ア 基本使用料 1台につき月額523円

※釧路市公有財産規則が改定となった際には改定後の額

イ 自動販売機設置に係る当月分の電気料（設置機械使用の使用電力により算定された額（消費電力（1日）×1ヶ月の日数×電力量料金単価））

※使用許可の始期又は終期が月の途中の場合は、当該月分は日割計算いたします。

ウ 自動販売機に係る前月の総売上実績額（消費税及び地方消費税を含む。）に、今回、提案された一定の率（歩合）を乗じて得た額

※「くしろ阿寒百年水」の販売については、ウの売上実績額から「くしろ阿寒百年水」の売上実績額を除くものとする。

(4) 実績の報告

各設置業者は、毎月10日までに前月の売上実績を市立釧路総合病院事務部総務課施設管理係に報告していただきます。

6. 設置業者選定方法

(1) 設置業者の選定は、公募型価格提案方式により行います。

(2) 参加を希望する方は、2の参加資格要件を満たしていることを確認のうえ、別紙様式により参加申請をしなければなりません。

(3) 参加資格要件を満たしている者による競争入札により、上記5（3）ウによる提案された率が、最も高い方1者を設置業者として選定いたします。この場合において、提案された率が同率の場合は、当該者による抽選により選定いたします。

(4) 複数台設置を割り振っているAエリアからEエリアの5案件については、一つの案件を落札した業者は他の4案件への入札に参加できないものとする。

7. 入札参加資格の確認

当該入札に参加を希望する方は、次のとおり関係書類を提出しなければなりません。この場合において、郵送等による提出は受け付けませんのでご留意願います。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 添付書類

（ア）会社概要書（様式第2号）

（イ）会社更生法・民事再生法等回答書（様式第3号）

（ウ）設置を予定している自動販売機の概要書（様式第5号）

（エ）決算書1部

a 法人にあつては、直近の賃借対照表、損益計算書及び株主資本等返送計算書

b 個人にあつては、直近の所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む。）

（オ）納税証明書（税務署発行の「納税証明書（その3の3）」1部（コピー可）

（カ）住民税納税証明書（参加表明書の提出者が住所を置く市町村発行）1部（コピー可）

(2) 提出期限

2024年（令和6年）12月20日（金）から2025年（令和7年）1月16日（木）までの土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30、31日、1月1、2、3日）を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出先

釧路市春湖台1番12号

市立釧路総合病院事務部総務課施設管理係（地下1階）

電話 0154-41-6121（内線1213・1214・1215）

(4) 提出部数 1部

(5) 関係書類の配付

当該入札参加に関する関係書類は、市立釧路総合病院事務部総務課施設管理係において、この告示の日から配付いたします。また、市立釧路総合病院ホームページに掲載いたします。

(6) その他

関係書類を提出期限までに提出しなかった場合、及び入札参加資格がないと認められた場合は、当該入札には参加できません。

8. 入札参加資格審査

関係書類提出後、入札参加資格について審査を行い、その結果を2025年（令和7年）1月24日（金）に通知いたします。

9. 質問及び回答

本件に関して質問がある場合は、所定の様式により質問書を提出してください。口頭による質問は受け付けません。

(1) 質問書の提出

- ア 提出書類 質問書（様式第4号）
- イ 提出期間 2024年（令和6年）12月20日（金）から2025年（令和7年）1月16日（木）までの土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30、31日、1月1、2、3日）を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで
- ウ 提出場所 釧路市春湖台1番12号
市立釧路総合病院事務部総務課施設管理係（地下1階）
- エ 提出方法 ウの提出場所に持参のうえ提出してください。郵送等による提出は受け付けませんのでご留意願います。

(2) 質問書の回答

10に示している現場説明時に口頭により回答いたします。なお、質問の回答は、本要項の追加又は修正とみなします。

10. 現場説明の日時及び場所

- (1) 日時 2025年（令和7年）2月12日（木）午前9時30分
- (2) 場所 市立釧路総合病院 2階講堂

11. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 2025年（令和7年）2月19日（木）午前9時30分
- (2) 場所 市立釧路総合病院 2階講堂
- (3) 入札方法
 - ア 入札参加者は、所定の価格提案書に必要事項を記入し、提出していただきます。
 - イ 提案された率が最も高い方1者を設置業者として決定いたします。この場合において、提案された率が同率の場合は、当該者による抽選のうえ選定いたします。
 - ウ 代理人が出席する場合は、委任状を提出してください。

12. 入札の無効

- (1) 価格提案書に記名又は押印がなされていない入札
- (2) 価格提案書の率を訂正した入札
- (3) 価格提案書の内容が確認できない入札
- (4) 本要項に示した条件を満たさない者が行った入札
- (5) 提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

13. その他

- (1) 設置業者決定後、使用許可条件を満たせなかった場合は、設置許可を取り消すことが

あります。

- (2) 提出書類の作成に要する費用は提出者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、当該業務の業者審査以外の用途に使用しません。
- (4) 提出された書類は、返却いたしません。
- (5) 前各号に定めるもののほか、入札参加者は釧路市契約規則その他関係法令を遵守すること。

※本要項についての問い合わせ先

釧路市春湖台1番12号

市立釧路総合病院事務部総務課施設管理係（地下1階）

電話 0154-41-6121（内線 1213・1214・1215）